

## 第2章 計画の考え方

### 1 現状と課題

#### (1) 土浦市の障害者の状況

本市の障害者数は、平成21年4月1日現在、5,059人（手帳重複あり）で、市の総人口143,958人（平成21年4月1日現在、市内常住人口）に占める障害者の割合は3.5%となっています。

**表1** 障害者数

（単位：人）

区分	総数	18歳以上	18歳未満	総人口比
身体障害者	3,988	3,881	107	2.8%
知的障害者	680	475	205	0.5%
精神障害者	391	391	0	0.3%
合計	5,059	4,747	312	3.5%

\* 精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（平成21年4月1日現在）

#### ① 身体障害者の状況

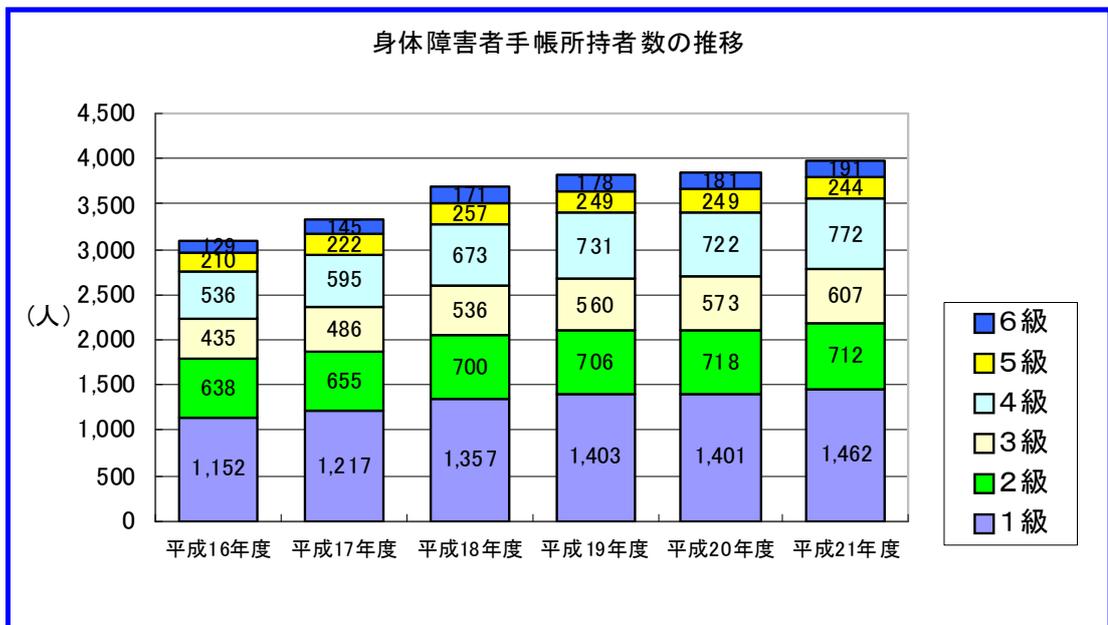
身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、平成21年4月1日現在で3,988人となっていて、平成16年度の3,100人と比較し、約1.29倍に増えています。

障害の種類別では、肢体不自由が2,175人と最も多く、次に内部障害が1,189人となっています。また、等級別にみると、1・2級の重度障害者が2,174人と全体の半数を超える54.5%を占めています。

**表2** 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） （単位：人）

年 等級	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1級	1,152	1,217	1,357	1,403	1,401	1,462
2級	638	655	700	706	718	712
3級	435	486	536	560	573	607
4級	536	595	673	731	722	772
5級	210	222	257	249	249	244
6級	129	145	171	178	181	191
合計	3,100	3,320	3,694	3,827	3,844	3,988

（各年度4月1日現在）



**表3** 身体障害者手帳所持者数（種類・等級別） （単位：人）

種類 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	117	89	27	8	33	25	299
聴覚障害	4	86	40	64	1	96	291
音声言語障害	1	2	21	10	0	0	34
肢体不自由	574	518	368	435	210	70	2,175
内部障害	766	17	151	255	0	0	1,189
合計	1,462	712	607	772	244	191	3,988

（平成21年4月1日現在）

## ② 知的障害者の状況

知的障害者（療育手帳所持者）数は、平成21年4月1日現在で680人となっていて、平成16年度の488人と比較し、約1.39倍に増えています。

障害の程度別では、最重度（㊤）が158人となっており、全体の23.2%となっています。

表4 療育手帳所持者数の推移（年齢別） (単位：人)

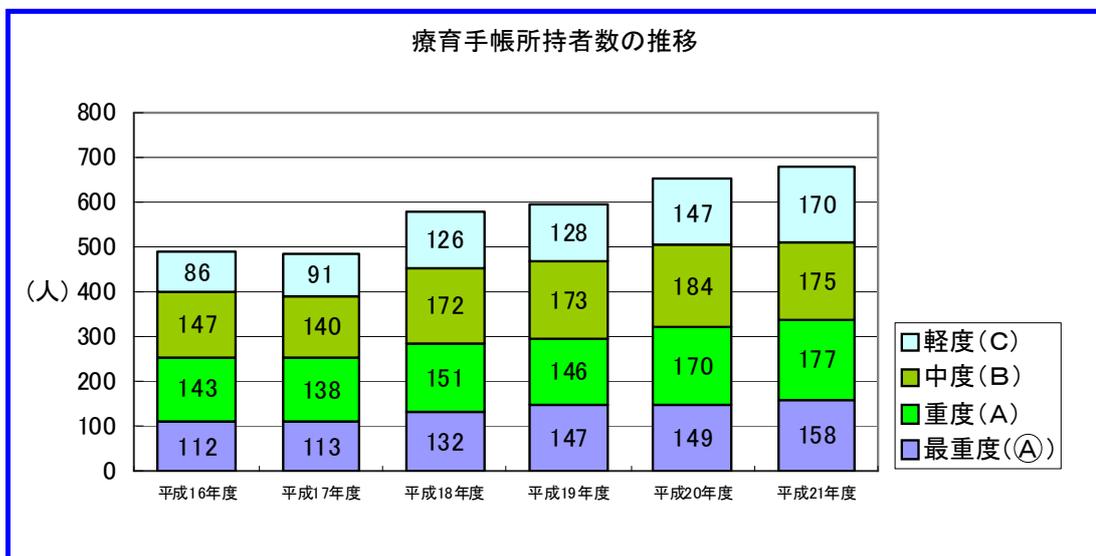
区分 \ 年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
18歳未満	144	130	182	186	202	205
18歳以上	344	352	399	408	448	475
合計	488	482	581	594	650	680

(各年度4月1日現在)

表5 療育手帳所持者数の推移（程度別） (単位：人)

程度 \ 年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最重度（㊤）	112	113	132	147	149	158
重度（A）	143	138	151	146	170	177
中度（B）	147	140	172	173	184	175
軽度（C）	86	91	126	128	147	170
合計	488	482	581	594	650	680

(各年度4月1日現在)



③ 精神障害者の状況

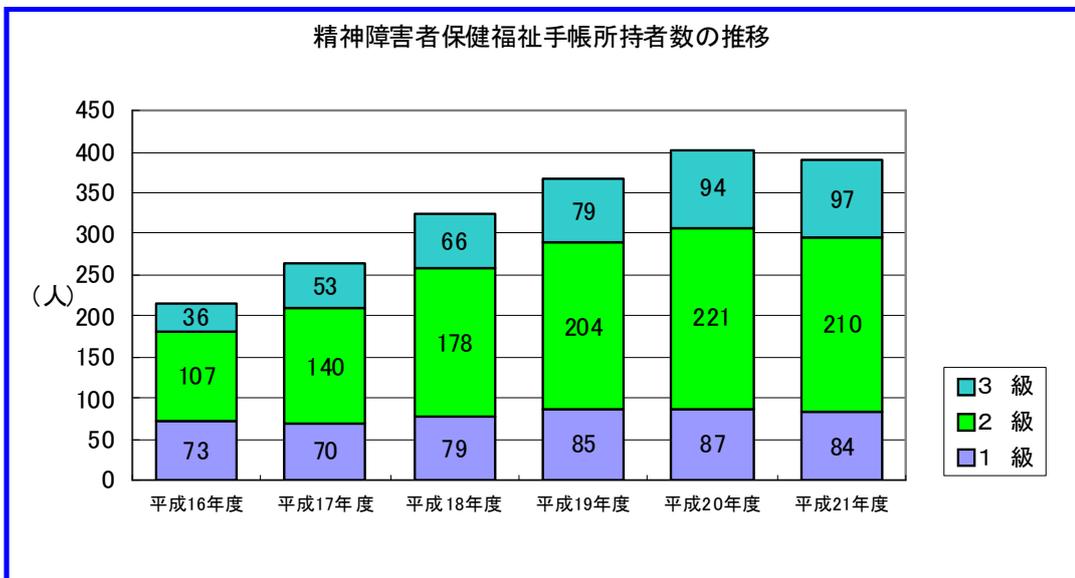
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成21年4月1日現在で391人となっていて、平成16年度の216人と比較し、約1.81倍に増加しています。等級別にみると、1級の重度障害者が84人と全体の21.5%となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者（平成18年度までは「精神障害者通院医療費公費受給者」）は、平成21年4月1日現在で1,030人が受給し、平成16年度の812人と比較し、約1.27倍に増加しています。

**表6** 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） （単位：人）

年 等級	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1級	73	70	79	85	87	84
2級	107	140	178	204	221	210
3級	36	53	66	79	94	97
合計	216	263	323	368	402	391

（各年度4月1日現在）



**表7** 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 （単位：人）

年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給者数	812	963	1,113	1,090	1,031	1,030

（各年度4月1日現在）

## (2) アンケート調査からみる現状と課題

障害者の数は、年々増加する傾向にあります。障害者の高齢化、障害の重度化、重複化の傾向も顕著となっています。また、障害者の社会的自立志向の高まりから、生活環境や福祉サービスへのニーズが多様化してきています。

このような状況の中で、本計画の策定にあたり、現在の障害者・市民・関係者等の意向や現状と課題を把握するため、**障害者アンケート調査及び市民向けアンケート調査、医療・福祉関係者向けアンケート調査、事業者向けアンケート調査**を実施しました。

### ① 障害者アンケート調査からみる現状と課題

#### 〔1〕まちづくりについて

- 障害者アンケートの「日中の過ごし方」について、「自宅で過ごしている」と回答した人が最も多く、半数以上を占めています。また、「日中活動の満足度」について、「日中活動に不満がある」と回答した場合の理由は、「障害に対する周囲の理解不足」が多く回答されています。
- 障害者の地域での安心で安定した暮らしに向け、「スクラムネット」、「ふれあい調整会議」において、様々な個別ケースを検討してきましたが、地域における障害者福祉の増進のためには、土浦市地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワークの拡大と充実をさらに図ることが必要となっています。
- 「障害者計画」及び「障害福祉計画」を指針とした地域福祉の充実に向け、ボランティア活動の振興や障害に対する理解を深めていく必要があります。

#### 〔2〕生活環境について

- 障害者アンケートの「外出頻度」について、身体障害者は、「ほぼ毎日」、「週に3～4回」を合わせても48.1%と半数に達しておらず、また、「外出時の困難」については、「交通機関が不便」、「駐車場が不備、少ない」、「歩道に問題が多い」等が挙げられています。
- これまでも、バリアフリーのまちづくりのため、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」を推進し、公共施設をはじめとした施設等のバリアフリー化を実現してきましたが、障害者が地域で快適に生活していくためには、まちのバリアフリー化をさらに促進することが重要課題となっており、総合的に施策を推進する必要があります。

### 〔3〕障害福祉サービスなどについて

- 自宅で生活するために必要な福祉サービスについては、配食サービスや短期入所、外出支援等の要望が多く、地域生活を支援する福祉サービスの更なる充実が課題となっています。
- 障害者アンケートの「情報の入手先」で「広報等」,「市役所」と回答する方が最も多く、また、「福祉サービスについて知りたいこと」では、「サービスの内容や利用方法」が最も多くなっています。
- 障害者の種別、程度に関わらず、地域の一員として社会と関わりながら地域の中で自立した生活が行えるよう、情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

### 〔4〕保険・医療の充実について

- 障害者アンケートの「自宅で生活できる条件」については、半数以上が「介護を頼める人がいること」を、4割以上が「主治医や医療機関が近くにあること」を回答しており、障害者が適切な医療を受けることや健康管理を行うことが容易にできる医療体制、介護体制の充実が求められています。

### 〔5〕障害者教育について

- 「今後利用したい市のサービス」では、「相談支援事業」が最も多くなっています。
- 発達に特別な支援を要する児童に対して、早期に適切な療育支援が行われるよう相談支援体制を充実するとともに、教育機関等との連携を強化する必要があります。

### 〔6〕雇用や就労について

- 障害者が、自由に社会活動や経済活動に参加するためには、就労支援をはじめとする各種支援の必要があります。
- 「つちうら障害者プラン」では、一般就労の促進について、重点施策として促進を図り、障害者のニーズに対応してきましたが、障害者アンケートの「就労希望」で知的障害者と精神障害者の約40%が「働きたい」と回答する一方、「就労状況」で「働いていない」と回答する方が、いずれの障害においても70%以上となっています。
- 長引く不況により雇用情勢が厳しい中で、障害者の雇用・就労においては、さらに厳しい状況となっており、就労対策の充実は、障害者の自立を支援する上で、今後も重要な課題となっています。

## 〔7〕生活や日中活動について

- 「日中活動の満足度」については、身体障害者、知的障害者、手帳未所持者において、「ほぼ満足」と「どちらかと言えば満足」を合わせた割合が半数を超えています。
- その一方で、「日中活動に不満がある」と回答した場合の理由は、身体障害者、精神障害者、手帳未所持者では「障害や病気などで思うようにできない」が最も多く、特に精神障害者では70.3%と非常に高い割合となっています。
- 障害者にとって生きがいのある生活のために、日中活動や社会参加を促進する支援の充実が必要となっています。

## ② 市民向けアンケート調査、医療・福祉関係者向けアンケート調査、事業者向けアンケート調査からみる現状と課題

## 〔1〕まちづくりについて

- 市民は、災害時の障害者からの支援依頼について、7割以上が理解を示すなど障害者福祉を社会的な問題、自分自身の身近な問題として捉えています。
- 障害者と接する機会がある医療・福祉関係者は、「時々ある」も含めると約9割に達していますが、市民は約4割が「接する機会はない」と回答しており、地域と障害者が接する機会の増加について検討する必要があります。
- 障害者との交流機会について、周知はされていますが、「参加のきっかけが無い」と答えている方も多く、この対応が求められています。
- 障害者福祉に関連する事業や事柄に対する市民の認知度は低い割合に留まっており、障害者への理解促進のために、周知方法の検討が必要です。

## 〔2〕生活環境について

- 市民は、本市を障害者にとって「住みやすい」よりも「住みにくい」と評価し、「歩道の段差解消等のバリアフリー化」、「移動交通手段の確保や整備」を優先して取り組むべきであると考えています。
- 人にやさしいまちづくり等の推進には、市民の半数が「賛成」で、「内容によっては賛成」も加えると9割近くが賛成としており、理解が深いと考えられます。

### 〔3〕 障害福祉サービスなどについて

- 市民が障害者福祉において望む施策としては、在宅福祉サービスの充実、住みやすい住宅の確保や整備、就労の推進と多岐にわたっています。
- 医療・福祉関係者は、行政が優先して取り組むべき施策として、就労の推進、住みやすい住宅の確保や整備を挙げています。
- 市民の多くは、障害者のための施設やサービス拠点の設置に賛成しています。

### 〔4〕 保険・医療の充実について

- 医療・福祉関係者は、障害者にとって、医療を受けるための介護者の確保や医療費の負担軽減、機能回復訓練等の充実が必要であるとしています。

### 〔5〕 障害者教育について

- 事業者は、障害者を雇用する上での課題として、「障害者に適した業務がない事」、「担当業務の選定」を挙げています。障害者の自立と社会参加を促進し、将来における就労を目指すためにも、本人の適性や障害の特性に応じた教育・指導を充実する必要があります。

### 〔6〕 雇用や就労について

- 医療・福祉関係者は、障害者の地域や社会への参加のために、就労の機会、子どもの時からのふれあいの機会、障害者が外に出られる機会を増やすことを求めています。
- 事業者が障害者を雇用する上での課題としては、業務の選定と設備の改善が挙げられ、雇用者側は、障害者の職務能力の適正な把握や職業指導・カウンセリングの充実を重視しています。
- 障害者を雇用している事業者の多くは、障害者を雇用していて困ったことはないと答えており、雇用の方法に関しては、ハローワークとの連携を重視しています。

### 〔7〕 生活や日中活動について

- 市民は、障害者が参加できる地域や社会とするためには、地域において、子どものころから学校などで障害者とのふれあいや助け合いの機会を増やすことや障害者が外出しやすい環境づくりが必要であると考えています。

## 2 障害者福祉施策の動向と対応

### (1) 国の障害者福祉施策の動向

国の障害者福祉施策の動向については、障害者基本計画における新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月）が策定され、平成20年度から平成24年度までの後期5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目と57の数値目標、その達成期間を定めています。

この計画では、現行「重点施策実施5か年計画」期間において行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえ、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するため、以下に重点を置き、施策展開を図ることとしています。

- ① 地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクル全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。
- ② 障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備等を推進するとともに、IT（情報通信技術）の活用等により障害者への情報提供の充実等を図ること。
- ③ 障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを行うこと。
- ④ 障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること。

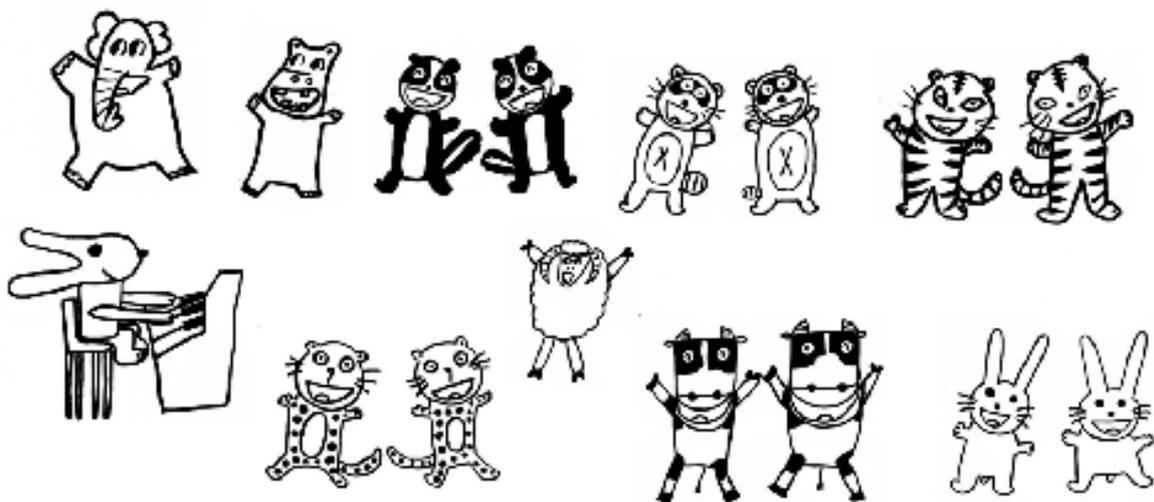
### (2) 国の制度改革と本市の対応

障害者を取り巻く保健福祉制度は、近年、大きく変化しています。それまで「措置制度」として提供されてきた障害福祉サービスが、平成15年度に導入された「支援費制度」では、障害者自身が自分で選び、事業者と契約して利用する「契約制度」に変わり、障害者の生活も大きく変化しました。その一方で、サービス利用者が急激に増え、国などの予算を上回る費用が発生したこと、また、精神障害者がサービスの対象外であることなど、制度としての課題も明らかになりました。このような課題や、その他のさまざまな障害者福祉の課題を解決するため、「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されました。

本市においては、つちうら障害者プランにより、平成12年度から10年間にわたり「ともに生きる うるおいのある まちをめざして」を基本理念に、各分野にわたる事業を計画し、推進してきましたが、これらの障害者を取り巻く社会状況の変化に合わせて、今後とも計画期間中の各種事業の実施状況を点検するとともに、障害者のニーズや障害者福祉に係る諸事業の効果を勘案しながら、各種の施策や事業の改善を図り、総合的に施策を進めていきます。

また、この「障害者自立支援法」では、各自治体が障害者のニーズなどを踏まえながら必要なサービスを計画的に確保していくために、「市町村障害福祉計画」を策定することが義務付けられています。本市では、平成18年度に「土浦市障害福祉計画（第1期）」、平成20年度に「土浦市障害福祉計画（第2期）」を策定し、「土浦市障害者計画（つちうら障害者プラン）」の実施計画として位置づけ、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供におけるサービスの種類ごとの見込量とその確保のための方策等及び数値目標を明らかにしました。

本計画においても、引き続き「土浦市障害福祉計画」を実施計画として位置づけ、すべての障害者が安心して自立した生活を送れるよう、支援施策を推進していきます。



### 3 基本理念

本計画の基本理念を次のように掲げます。

## ともに生きる うるおいのある まちをめざして

### (1) ともに生きるまちづくり

「ともに生きるまち」とは、「ノーマライゼーションの理念」の下、障害のある人も障害のない人もともに生活し、活動できる地域社会のことです。制度や意識の改革を進めて、まちや社会のバリアを取り除き、社会が障害者を自然に受け入れられる環境を整備していきます。

また、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」には、障害者が自立をめざすとともに、積極的に社会に参画し、その能力を最大限発揮できなくてはなりません。そのために、保健、医療、福祉、教育や就労など、各分野において障害者への支援策を充実していきます。

### (2) うるおいのあるまちづくり

「うるおいのあるまち」とは、障害のある人も障害のない人も楽しく、いきいきと生活できるまちのことです。

障害者のニーズに応じた、日常生活上の質の高い十分な支援や緊急時の対策等を行うことにより、生活の安定・安心を支援するとともに、スポーツ・文化等の余暇活動や団体活動等の交流活動を支援して、障害のある人にとっても、障害のない人にとっても「うるおいのあるまち」の実現を目指していきます。

## 4 基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、社会経済情勢の変化や障害者のニーズを考慮して、次の3つの基本的視点に基づき、施策を体系化します。

### (1) 地域との協働

障害者の多くが住み慣れたところで、地域の人々とともに安心して暮らしていきたいと思っています。そのためには、保健、医療、福祉をはじめ、教育や就労など様々な分野の専門的なサポートが必要であるとともに、地域の人々の協力が不可欠です。

障害者の地域での安心・安全な生活を実現するため、「土浦市ふれあいネットワーク」、「土浦市地域自立支援協議会」などの組織を活用しながら、地域の人々と共に、協働体制によって一人ひとりの障害者を支援することにより、障害者が社会に積極的に参加し、住み慣れた地域で快適に暮らしていけるようにします。

### (2) 総合的な福祉サービスの提供

福祉サービスについては、本計画に位置づける各事業の充実と総合的な調整により、本人の状況や障害の内容と程度に合った質の高い多様なサービスの提供を図ります。

また、各種の支援内容についての情報の提供・相談体制の充実などを図り、障害者が必要とするサービスを適正に受けられるようにします。

### (3) 自立生活の支援

保健、医療、福祉、教育や就労の関係機関等との連携と、それぞれの部門の支援対策の充実を図り、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまでライフステージの全段階を通して、ニーズに応じた適切な支援をすることにより、障害者が生涯を通して、その人らしく自立した生活を送れるようにします。

## 5 基本目標と施策

### (1) 基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき、本計画では、次の7つの基本目標を掲げます。

**基本目標 1** 助け合いのあるまちづくり

**基本目標 2** 安全で快適な生活環境の整備

**基本目標 3** 総合的な障害福祉サービスの提供

**基本目標 4** 保健・療育体制の充実

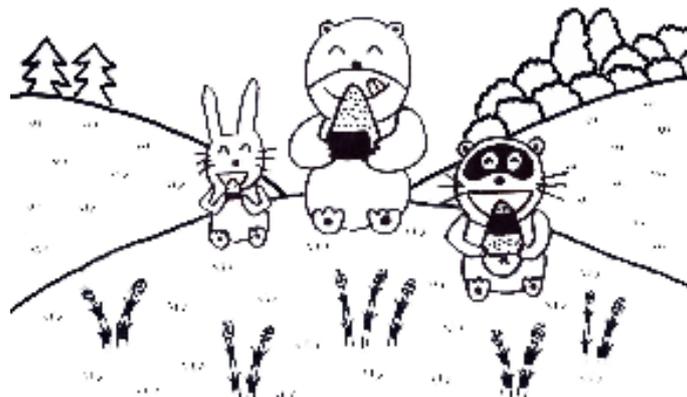
**基本目標 5** 個性を生かす教育・育成の推進

**基本目標 6** 就労支援と働く場づくり

**基本目標 7** 生きがいのある生活支援

### (2) 施策の方向と個別事業の実施

- 基本目標の達成を目指して、施策の方向を定めます。
- 施策の方向に基づいて、各種の事業を実施します。



(3) 施策の体系

